

令和2年10月28日

自動車局整備課

STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？**特定整備を伴う車検や点検整備を依頼する際は、国の認証を受けた整備工場へ**

認証工場以外で車検を受けた自動車ユーザーの5割が認証工場に依頼したと誤認しています。自動車ユーザーへの周知・啓発及び情報収集のため、アンケート調査を実施します。

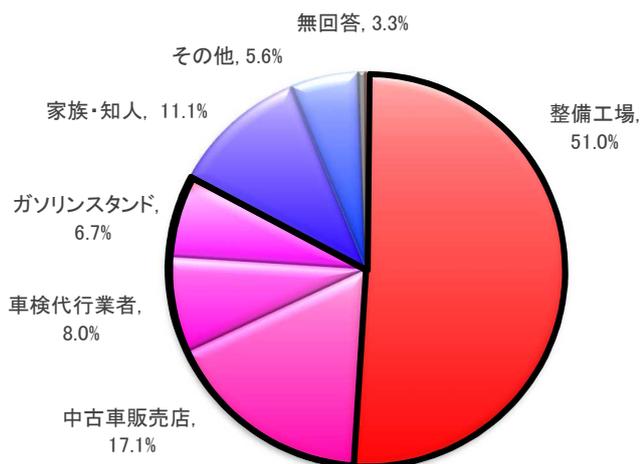
自動車ユーザーの多くは、車検や点検整備を「国の認証を受けた整備工場」(認証工場)へ委託しています。しかしながら、国の認証を受けないで「特定整備※」を違法に行う未認証事業者が存在し、これまでに、不適切な整備作業が行われた例や、実際には整備を行っていないにもかかわらず、行ったように装う例も報告されているところです。

未認証事業者による特定整備作業は、安全上の問題があるおそれもあることから、国土交通省では、車検時に未認証事業者が整備作業を行った可能性のある自動車ユーザーに対し、別紙により、未認証行為の違法性や認証工場の見分け方等を周知するとともに、その実態を把握するため、本年度においても自動車整備の委託先に関するアンケート調査を実施します。

※特定整備とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置等を取り外して行う整備又は改造及び自動運行装置、運行補助装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造

○「あなたは誰に対して車検を依頼しましたか？」に対するユーザーの回答(令和元年度調査結果)

・車検時に未認証事業者が点検整備を行った可能性のある自動車ユーザーに対してアンケートを実施

**結果・考察：**

・全体の約8割が未認証事業者に依頼しており、違法に特定整備が行われている又は定期点検整備が確実に実施されていないおそれがある。

・約5割は、認証工場へ依頼したと誤認している可能性がある。

今年度は、令和2年6月から8月に車検を受検したユーザー約20万人を対象にアンケートを実施します。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 姉川、稲田

代表：03-5253-8111（内線 42428）、直通：03-5253-8600、FAX：03-5253-1639